

東久留米市北部地域における基幹公園整備に関する官民連携手法導入検討調査等業務委託のプロポーザルに係る質問に対する回答

No.	質問票上の日付	市收受日	市回答日	書類	項番	内容（原文ママ）	回答
1	令和8年8月10日	令和8年8月10日	令和8年8月17日	実施要領	3 ページ目：1 4. 企画提案書の提出（一次審査） （2）提出書類③ 担当者予定一覧Ⅱ. 業務経歴について	「当該部門に従事した期間」について、当該部門とは「都市及び地方計画」または「造園」との理解でよろしいでしょうか。	以下は、実施要領「9. 参加資格（4）」及び仕様書「8. 主任技術者、代理人及び担当技術者の配置」の内容を踏まえ、配置を予定する担当者の業務経歴を"例示"したものです。 列挙したものに限定しているわけではありませんのでご留意ください。 なお、担当者予定一覧は、仕様書「8. 主任技術者、代理人及び担当技術者の配置」に基づき配置される者のほか、これに加えて配置する者がいれば、その記載を行ってよいものです。 担当者：「官公署等発注の官民連携型公園計画策定調査委託」、「都市計画図書策定委託」、「その他類する業務」の部門（部署、チーム等。以下同じ。） 主任技術者：「都市計画及び地方計画」「造園」「都市公園に係る基本計画及び民間活力導入可能性調査」を担う部門 代理人：主任技術者の部門のほか「その他類する業務」の部門 担当技術者：「都市公園に係る基本計画及び民間活力導入可能性調査」を担う部門
2	令和8年8月10日	令和8年8月10日	令和8年8月17日	実施要領	3 ページ目：1 4. 企画提案書の提出（一次審査） （2）提出書類Ⅱ. 業務経歴について	「主要業務」について、本業務の実施内容（提案内容）を踏まえて取捨選択することによろしいでしょうか。また、業務数の上限はないとの理解でよいでしょうか。	ご認識のとおりです。
3	令和8年8月10日	令和8年8月10日	令和8年8月17日	実施要領	3 ページ目：1 7. 二次審査（プレゼンテーション審査）（6） 注意事項	「⑤ パソコンやプロジェクター等の機材を使用する場合は、事業者が用意すること。」について、モニター（スクリーン）とケーブル（HDMI等）は貴市にてご準備いただけるでしょうか。	スクリーンは当市で準備いたしますが、PC、プロジェクター、HDMIケーブル類は事業者で用意ください。
4	令和8年8月10日	令和8年8月10日	令和8年8月17日	選定基準書	2 ページ目：「3. 一次審査及び二次審査の配点及び採点 ◀一次審査（書類審査）▶ ⑥意見の集約について」評価視点	「市民意見の反映方法が提案されているか。」について、過去に実施された市民ワークショップ等での市民意見の反映を想定されているでしょうか。	本業務を実施するうえでは、仕様書1 ページ目「7. 業務内容（2）整備方針及び施設計画等の検討②整備方針の設定」において、参考資料における市民意見を反映しながら、官民連携において民間事業者が行う市民意見の反映手法を設定することを想定しています。
5	令和8年8月12日	令和8年8月12日	令和8年8月17日	仕様書	7（3）①民間意向調査	「北部地域における基幹公園の整備構想策定に向けた整理」に記載の「北部エリア」と、仕様書に記載の「東久留米市北部地域に存する公園16か所」及び「北部地域一帯公園の管理運営」における「北部地域」は、同一の範囲を指すものと考えてよろしいでしょうか。また、当該範囲は、都市計画マスタープラン等における地域区分に基づくものか、又は本業務の検討上、市が別途設定する範囲かをご教示ください。	前段部分については、現時点ではいずれも同一の範囲を指すもので、「東久留米市北部地域に存する公園16か所」になります。 後段部分については、当該が別途設定したものであり、本業務を通した検討の結果、今後変更となる可能性はあります。
6	令和8年8月12日	令和8年8月12日	令和8年8月17日	仕様書	7（4）関係機関協議支援	関係機関協議支援について、都市計画及び建築に関する関係行政機関（東京都）との協議資料作成支援、協議への出席、記録作成を行うものとされています。見積及び業務工程を検討するにあたり、現時点で想定されている協議先、協議回数、協議時期の目安があればご教示ください。なお、協議先や回数が現時点で未定の場合は、受託者決定後に発注者と協議のうえ設定する理解でよろしいでしょうか。	令和9年度以降に予定している都市計画決定などの手続きを見越して東京都とのやり取りのほか、庁内の複数の課との協議が想定されており、受託者決定後において協議を行う予定です。
7	令和8年8月12日	令和8年8月12日	令和8年8月17日	仕様書	7（3）①および10 貸与資料	7（3）①民間意向調査において、東久留米市北部地域に存する公園16か所についても併せて調査対象とし、エリア全体の魅力向上や公園の利活用・管理運営のあり方について意見を把握することとされています。	当該16公園に関する貸与資料についてはご認識のとおりです。 一方、北部基幹公園の対象地に関しては、文化財関連、市道関連の資料については、必要に応じて貸与資料として対応いたします。対象地に関する地形、測量、権利関係、既存建物に関連する資料については既存の資料はありません。